

ノ故給料ノ三四ヶ月分迄支給サレタシト嘆願シタ
ルニ拒絶サレタル爲メ労働組合ニ加盟シテ抗争スル
ニ至ル

六、要求事項

(一) 解雇者新井利平ニ對シ退職手当三百圓ヲ支給サレ
タシ

(二) 今後残留職工ヲ解雇スル場合ハ勤続一ケ年ニ對シ日
給十日分ヲ支給サレタシ

七、事業主側

(一) 會社ニ於テハ新井利平解雇ト同時ニ大部分ノ従業員
カ総同盟ニ加入セシコトハ遺憾トシ加入ヲ勧誘シタ

ル主謀者ハ竹居清太郎及石川 某ナリト看做シ兩名
ニ對シ解雇豫告ヲナシタルモノ、如シ

然ルニ其後作業状態ニ異状ヲ認メタルニ従業員ノ大
部分(十一名)ヲ組合ニ加入シ應援スル關係上萬一罷
業ヲ決行スル場合ハ一時工場ヲ閉鎖スルカ又ハ姉妹
會社ナル鹿沼工場ヨリ職工二十名ヲ融通シ作業ヲ為
スカノニ途ニ依ラント強硬ノ態度ヲ持シ本月七日左
記通知書ヲ従業員ニ送シ就業時間ヲ三十分延長ス
コトニ決セリ

記

本會社ハ他ノ會社ニ比シ三十分間労働時間短キ爲メ
之ヲ延長スルコトニ決定シタカテ之ニ不服ノ者ハ明